

令和4年第10回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年10月20日 午前10時00分

閉会 令和4年10月20日 午前10時25分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	石川 英治
近藤 賢三			

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第40号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書承認の件	別紙2件
議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙3件
報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙4件
報告第28号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙3件
報告第29号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第30号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第10回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は1番委員と2番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第40号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号1番案件について説明します。相続税の納税猶予に関する適格者証明書承認の件です。

農業を営んでいた個人から相続により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されます。税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になります。

なお、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等を農業経営基盤強化促進法に定める一定の事業のために貸し付けることを特定貸付けといいます。特定貸付けを行っていた被相続人から相続人が農地等を相続によって取得し、特定貸付けを行う場合には納税猶予は適用されます。

対象地は大久伝町西15番、登記地目、現況地目は田、面積は3,495㎡です。

申請地の現況については、10月4日に事務局職員が現地確認を行ったところ、水稻が作付けされている状態でした。

なお、こちらの農地は令和2年4月1日より担い手である法人による利用権設定が行われておりますが、相続後も継続して利用権設定を行います。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 10月9日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行

いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

8番委員 相続開始後に特定貸付けを行うことで、相続税の納税猶予の適用を受けられるのですか。

事務局 相続開始前から特定貸付けを行っていても、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。また、相続開始後に特定貸付けを行っても同様に相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第40号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第40号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第40号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号2番案件について説明します。

農業を営んでいた個人から相続により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されます。税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になります。

対象地は二村台1丁目30番14、30番15の一部、登記地目、現況地目すべて畑、面積は合計3,408.8㎡です。

申請地の現況については、10月4日に事務局職員が現地確認を行ったところ、ふどう畑でした。

なお、二村台1丁目30番15が一部対象外となっておりますが、これは農業用倉庫兼ぶどう直売所の面積を除外しているためです。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 10月8日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第40号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第40号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第41号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第41号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

個人の新規申請が2件、個人の更新申請が1件です。

1件目の申請地は西川町広原36番、45番の2筆、貸付期間はともに5年間の使用賃貸借契約です。

利用権を受ける方は新規就農者として、令和4年8月総会に可決された方です。今回、更なる農業経営規模拡大のために申請がされました。

2件目、3件目の申請地は沓掛町広坪33番、34番で、貸付期間はともに3年間の賃貸借契約です。

利用権を受ける方は現在、沓掛町広坪34番にてしいたけ栽培を行っております。沓掛町広坪34番の利用権の期間が切れていたため更新申請と、更なる農業経営規模拡大のために隣接地である沓掛町広坪35番の新規申請になります。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第39号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第41号は可決いたします。引き続きまして、報告第27号、第28号、第29号、第30号について報告願います。

事務局 報告第27号、第28号、第29号、第30号について説明

議 長 以上のとおり、報告第27号、第28号、第29号、第30号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時25分）。